

経営者の皆様へ

お気づきですか？

えっ!!

**登録免許税が
3万円の負担増!!**

近司連は非課税を求めています!

会社法の一部改正で「会計監査権限だけの監査役である場合」これを登記することになりました。

なぜ3万円負担増なの？

定款に「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨」の規定がある株式会社は、施行後最初に監査役が就任し、又は退任する際には、これを登記しなければなりません。その際には、**役員変更の登録免許税以外に、この登記につき別途3万円の登録免許税（登録免許税法別表第一第24号（一）ツ）も納付が必要**となりました。

会社法施行の前後（事例として）

- ★役員変更登記で1万円の登録免許税を納付するのも負担だったのに!
- ★会社法施行前は、ウチのような小さな会社の監査役は会計監査とされていたはずなのに!
- ★ウチの会社は本来「監査役設置会社」じゃないのに知らない間に「監査役設置会社」と登記されてしまった!

近畿司法書士会連合会（近司連）は、登録免許税の非課税措置等を求め、関係機関に対する申入れを行うなどの諸活動を展開していく所存です。当事者となる経営者の皆さま（また、関連団体）におかれましても、関係機関に対しての申入れ等についてご検討のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本件についてのお問い合わせ先

近畿司法書士会連合会

大阪市中央区和泉町一丁目1番6号

tel 06-6941-1511

★会社法施行前(旧商法特例法)

※会社の規模による監査役の権限が法定されていた

小会社＝ 資本の額が1億円以下で負債の部の合計額が200億円未満

★監査役の特権は、株式の譲渡制限規定の有無に関係なく
会計監査に限定とされていた(業務監査権はなし)

日本の企業数の
のほとんど
(98.4%)※1



私達(会社)は、法改正により、何もしていません。

株式の譲渡制限規定あり
(会社法上の非公開会社※2)

株式の譲渡制限規定なし
(会社法上の公開会社※3)

★会社法施行(平成18年5月1日)

※定義と会社の登記簿に不致

旧小会社→大会社以外の会社

【監査役設置会社の定義】

監査役を置く株式会社
(会計監査限定を除く)
又は監査役を置かなければならない株式会社

★監査役設置会社ではない

●旧小会社の定款には監査役の権限が
会計監査限定の旨の定めがあるとみならず
(整備法53条)

※非公開会社においては、この定めがあれば、
監査役がいるのに監査役設置会社にならない(会社389I)

★監査役設置会社

●公開会社は、会社の規模に関係なくその全てが監査役設置会社に分類された
(整備法53条除外)

※矛盾・施行当時異論の声が

【登記】

(登記簿の登記事項)

監査役設置会社の登記は、
会計監査限定を含める
(会社法911Ⅲ⑦)

★職権登記(整備法136条16項)

●「監査役設置会社の旨」を
登記官が職権登記

登記簿からは
監査役の権限が
分からなくなった

★職権登記

(整備法136条16項)

●「監査役設置会社の旨」を
登記官が職権登記

※施行前の監査役は在任中でも強制的に一旦退任となり職権ではなく会社自ら改選登記申請

★会社法の一部改正

※不致の不都合から登記事項に

大会社以外の会社のうち 旧小会社



登記条件の不一致のために
登録免許税は一律必要!

登録免許税
3万円

★登記不要の
ままでよい

★登記申請 監査役が会計監査限定の旨の登記3万円の負担増

※今となっては職権登記不可能

定款変更も可能であり新規設立会社も含め今となっては定款でしか会計監査限定か不明。登記簿から監査役の権限が区別できないため。

※1 平成21年経済センサス-基礎調査 確報集計結果(総務省統計局)全企業数1,793,211社、1億円未満(1億円を含まない)の企業数1,764,775社(98.41%)

※2 非公開会社とは、譲渡制限のない株式を発行できない会社＝全株式譲渡制限会社

※3 公開会社とは、譲渡制限のない株式を発行できる会社(会社法2⑤)